

品川区住まいの防犯対策補助金交付要綱

制定	令和6年	3月29日	要綱	98号
改正	令和7年	3月31日	要綱	56号
改正	令和8年	3月27日	要綱	37号

(目的)

第1条 この要綱は、空き巣等の犯罪の被害を未然に防止するため、住宅の防犯対策を行う区民に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、区民の防犯意識の高揚と安全な生活の確保に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、現に区内に住所を有し、かつ、区の住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主またはこれに準ずる者として別に区長が認める者とする。

(補助金の交付対象)

第3条 この補助金の対象は、補助対象者の現に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている住宅(区内に所在するものに限る。)に対して設置した別表に定める対象防犯設備の購入および設置に要した経費(以下「対象経費」という。)とする。

2 前項の対象経費について、次に掲げる場合は補助対象外とする。

- (1) 共同住宅における共用部分への設置の場合で、補助対象者の専用使用権がついていない部分に設置する場合
- (2) リース等、購入以外の方法で取得した防犯機器等の場合
- (3) 住宅に併設されている店舗や事務所への設置の場合
- (4) 管理者や管理組合など住民以外が導入する場合
- (5) 転売・譲渡等を目的とする場合
- (6) 新たに建築する住宅へ設置する場合等で、別表の対象防犯設備のみの領収書がない場合
- (7) 他の補助金の交付を受けている場合、または、他の補助金の交付を受ける予定がある場合

3 第三者から借り上げた住宅に居住している者が防犯対策を行おうとするときは、所有者の同意を得なければならない。

(補助金の額)

第4条 補助金の対象防犯設備、補助率および補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、対象経費の額に別表の補助率を乗じた額とし、区長は、別表に定める補助限度額を限度として、補助金を交付するものとする。

3 前項の規定により算出した金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請および請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、対象経費を支払った日および対象防犯設備を設置した日の属する会計年度内の別に定める申請期間内に、次に掲げる書類を添えて品川区住まいの防犯対策補助金交付申請書兼請求書(第1号様式。以下「申請書兼請求書」という。)を区長に提出しなければならない。

- (1) 防犯設備等の内容、その施工日または購入日、領収金額および領収年月日が記載された領収書その他の書類またはその写し
 - (2) 防犯設備の設置状況がわかる写真
 - (3) 第三者から借り上げた住宅に居住している者が補助金の交付を受けようとする場合は、当該住宅の所有者の同意書
- 2 補助金の交付は、一世帯ごとに同一年度内につき1回とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、区長は、必要と認める場合は、防犯設備の設置状況等の内容が確認できるカタログ、図面等の提出を求めることができる。
(補助金の交付決定等)
- 第6条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付を決定したときは品川区住まいの防犯対策補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金の不交付を決定したときは品川区住まいの防犯対策補助金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。
- 2 区長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たって、必要な条件を付すことができる。
(補助金の交付時期および交付方法)
- 第7条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、決定の日から原則として30日以内に申請書兼請求書に記載された預金口座へ補助金を振り込むものとする。
(補助金の交付決定の取消し)
- 第8条 区長は、補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部または一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 交付決定の内容、これに付した条件その他法令またはこの要綱の規定違反したとき。
- (補助金の返還)
- 第9条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。
(検査等)
- 第10条 区長は、必要があると認めるときは、補助金が交付された防犯設備の設置状況等について検査を行い、または申請者もしくは関係者への調査を行うことができるものとし、この場合において、申請者もしくは関係者は調査に協力しなければならない。
(その他)
- 第11条 この要綱に定めるもののほか補助金交付に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 7年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 8年 4月 1日から適用する。

別表（第3条、第4条関係）

対象防犯設備	補助率	補助限度額
防犯カメラ、カメラ付きインターホン、 ドアスコープ用カメラ、防犯ガラス、防 犯フィルム、面格子、防犯性能の高い 錠、補助錠、人感センサーライト、セン サーアラーム、防犯砂利、防犯シャッタ ー	3 / 4	30,000 円

第1号様式（第5条関係）

（ 年度）

品川区住まいの防犯対策補助金交付申請書兼請求書（口座振替依頼書）

年 月 日

品川区長あて

下記のとおり品川区住まいの防犯対策補助金の交付を申請します。なお、交付決定がされた場合においては、当該交付決定額を請求します。

また、本申請の審査に当たり、申請者の住民基本台帳を確認することについて同意します。

1. 申請者 ※一世帯ごとに、同一年度内につき1回のみ申請可

住所	〒
氏名	
電話番号	

※代理申請の場合（別紙「委任状」が必要）

代理人名	
------	--

2. 住宅

(1) 建物の所有区分（いずれかにチェック）

<input type="checkbox"/> 持ち家（所有権を有する）	
<input type="checkbox"/> 賃貸物件など（所有権を有しない）	※別紙「賃貸住宅の同意書」、または 管理者指定の届出等(控え)を提出

(2) 建物の形状（いずれかにチェック）

<input type="checkbox"/> 戸建て住宅	
<input type="checkbox"/> 共同住宅など	※管理者等の同意が必要(書類の提出はなし)

3. 防犯設備の内容・金額 ※年度内の購入のみ対象

設備の種類（該当するものにチェック）		
<input type="checkbox"/> 防犯カメラ	<input type="checkbox"/> カメラ付きインターホン	<input type="checkbox"/> ドアスコープ用カメラ
<input type="checkbox"/> 防犯ガラス	<input type="checkbox"/> 防犯フィルム	<input type="checkbox"/> 面格子
<input type="checkbox"/> 防犯性能の高い錠	<input type="checkbox"/> 補助錠	<input type="checkbox"/> 人感センサーライト
<input type="checkbox"/> センサーアラーム	<input type="checkbox"/> 防犯砂利	<input type="checkbox"/> 防犯シャッター

(1) 購入・支払い合計金額（税込み）	円
(2) 補助金交付申請（請求）額 ※千円未満切り捨て	円

4. 補助金の振込先

金融機関名	金融機関コード				支店コード			
(コードが不明な場合は空欄)		<input type="checkbox"/> 銀行				<input type="checkbox"/> 本店		
		<input type="checkbox"/> 信用金庫				<input type="checkbox"/> 支店		
		<input type="checkbox"/> 信用組合				<input type="checkbox"/> 出張所		
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通	口座番号						
	<input type="checkbox"/> その他()	(右詰め)						
※申請者ご本人名義の口座 を記入してください。	フリガナ							
	口座名義							

委任状

(品川区住まいの防犯対策補助金)

品川区長あて

年 月 日

委任者（補助金の申請者）

住所 _____

氏名 _____ (自署の場合は捺印不要)

私は、下記の者を代理人として品川区住まいの防犯対策補助金の申請を委任します。

代理人（代理申請される方）

住所 _____

氏名 _____

連絡先電話番号 _____

※補助金の振込先は、申請者以外の口座を記入することはできません。

賃貸住宅の同意書

(品川区住まいの防犯対策補助金)

品川区長あて

年 月 日

私（賃貸人）が所有し、貴殿（借借人）に賃貸している下記物件に対し、下記の防犯設備を取り付けまたは交換することに同意します。

記

〈防犯設備〉

- | | | |
|-----------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 防犯カメラ | <input type="checkbox"/> カメラ付きインターホン | <input type="checkbox"/> ドアスコープ用カメラ |
| <input type="checkbox"/> 防犯ガラス | <input type="checkbox"/> 防犯フィルム | <input type="checkbox"/> 面格子 |
| <input type="checkbox"/> 防犯性能の高い錠 | <input type="checkbox"/> 補助錠 | <input type="checkbox"/> 人感センサーライト |
| <input type="checkbox"/> センサーアラーム | <input type="checkbox"/> 防犯砂利 | <input type="checkbox"/> 防犯シャッター |

以上

借借人（補助金の申請者）

住 所

（物 件）

氏 名

賃貸人（所有者・家主）

住 所

（所在地）

氏 名

（名 称）

※署名または記名押印（法人の場合は記名押印）

連絡先電話番号

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区住まいの防犯対策補助金交付決定通知書

様

品川区長

年 月 日付で申請のありました品川区住まいの防犯対策補助金について、交付を決定したので、品川区住まいの防犯対策補助金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり通知します。

記

補助金交付決定額	金 円
----------	-----

※補助金の決定額は、交付決定後原則として30日以内に指定口座に振り込みます。

※補助条件は別紙のとおり

第2号様式 別紙

補助条件

- 1 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 法令または品川区住まいの防犯対策補助金交付要綱の規定に違反したとき。
 - (3) 補助金の交付対象となる防犯設備工事等以外の用途に使用したとき。

- 2 区長は、補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部または一部を返還させることができるものとする。

- 3 区長は、必要があると認めるときは、補助金が交付された改良工事等について検査を行い、または申請者もしくは関係者への調査を行うことができるものとする。

- 4 申請者は、補助事業により取得した財産について、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図るものとする。

- 5 申請者は、防犯カメラの設置および管理に当たっては、プライバシーに十分配慮し、適正な管理運用を図るものとし、次に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。
 - (1) 防犯カメラを設置している旨を表示すること。
 - (2) 防犯カメラの画像データについては、個人情報として、適正な管理をすること。
 - (3) 防犯カメラの画像データの保管期間は、画像データとして記録された日から1カ月以内とすること。
 - (4) 外部への防犯カメラの画像データの提供または閲覧については、法令等に基づくときまたは捜査機関から犯罪捜査目的の公文書による照会を受けたときに限ること。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区住まいの防犯対策補助金不交付決定通知書

様

品 川 区 長

年 月 日付で申請のありました品川区住まいの防犯対策補助金について、交付しないことを決定したので、品川区住まいの防犯対策補助金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 不交付の理由